

令和7年12月22日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市教育委員会教育長

上尾市いじめ問題再調査委員会調査結果を踏まえた再発防止策の実施
について

このことについて、令和7年10月30日付け上総第801号により通知された、
調査報告書に記載の7項目の提言を踏まえ、下記のとおり再発防止策の着実な実施を
図ってまいります。

記

1 原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係

原調査委員会の提言については、既に以下の取組を着実に実施しており、今後は、
取組を継続するとともに、内容について見直しを図ってまいります。

①いじめ重大事態対応マニュアルの作成

令和5年8月に策定し、各学校に通知しております。

②管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施

令和5年8月には、校内研修資料を作成し、全小・中学校で研修を実施いたしました。また、令和6年8月には、上尾市スクールロイヤーによる研修会の実施、
令和7年7月からは、研修動画を作成し、各校に通知いたしました。

③専門職及び専門機関の活用

従来から、スクールソーシャルワーカー等を派遣しております。

④「学校支援チーム」の構成

「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を令和7年1月に改訂し、専門家等
による調査組織への参画を明記いたしました。

⑤いじめの予防教育プログラムの導入

令和5年度より、「上尾市いじめ防止子供サミット」を毎年度開催しております。

2 初期対応について

初期対応が適切になされていないことにより、その後の事案の解決が図られなくなったり、被害がより深刻化したりするなどの影響も考えられるとの提言を踏まえ、
いじめの初期段階で深刻化を防ぐ取組を確実に実施してまいります。

①情報の適切な収集

従来からのアンケート調査に加え、令和6年12月には、ICT端末を使用した子供の相談環境の整備を実施しております。

②児童生徒のいじめに係る報告書の見直し

新規に報告様式の見直しを検討しております。

③児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上

令和6年8月から、上尾市スクールロイヤーによる「いじめ防止教室」を実施しております。

④いじめの初期対応についての教職員研修の実施

令和6年8月には、上尾市スクールロイヤーによる研修会を実施しております。

3 正確かつ詳細な記録の作成

聴取の際に正確かつ詳細な記録を作成、保存することについては、その必要性を深く受け止め、既に実施されているものも含めて見直し、改善を図ってまいります。

①適切な聴取の実施及び聴取録の保管ルールの設定

令和5年8月に策定した、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に保管期間を明記するとともに、令和7年1月に改訂を行い、保管方法についても明記しました。

②聴取方法等に関する実践的な教職員研修の実施

令和7年7月に、聴取方法及び聴取記録様式例に関する研修動画を作成し、各学校に周知いたしました。

4 指導と聴取の峻別

学校におけるいじめの組織的な対応については、学校現場で従来から実施されている指導の在り方を含めて見直し、改善を図っていくために、以下の取組を推進してまいります。

①組織的な対応についてのフロー図の見直し

従来から作成している、「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の見直しを図ってまいります。

②指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修の実施

令和7年7月に、聴取と指導の峻別に関する研修動画を作成し、各学校に周知いたしました。

5 学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと

学校・教育委員会は教育の専門的な機関であること強く自覚し、その連携体制の構築のために、以下の取組を推進してまいります。

①学校と教育委員会の連携フロー図の作成

令和5年8月に策定した、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に、学校と教育委員会の連携フロー図を明記しました。今後も引き続き見直し及び改善を図ってまいります。

②適切な支援体制の構築

「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を令和7年1月に改訂し、専門家等による調査組織への参画を明記しました。

6 調査委員会の委員の活用

いじめ問題調査委員会の委員などの専門家の見地からアドバイスできる体制を構築することについては、その重要性を踏まえ、以下の内容を検討してまいります。

①調査委員会の所掌事務に関する内容の見直し

いじめ問題に関する問題調査委員会の活用について、検討してまいります。

②スクールロイヤーの活用

令和6年7月より、スクールロイヤー活用事業を実施し、スクールロイヤーが、学校からの相談に応じ、法的な側面から助言を行える体制を整えております。

7 いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し

国のいじめ重大事態調査ガイドラインの改訂を踏まえ、上尾市の重大事態対応マニュアルは既に改訂されており、今後も継続して見直しを実施してまいります。また、その改訂のスケジュール等の公表及び報告の方法についても検討してまいります。

①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の見直し

国のガイドラインの改訂を受け、令和7年1月に「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を改訂しております。今後も実践的に活用できるマニュアルとなるよう見直しを図ってまいります。

②改訂内容の公表及び報告

基本方針及びマニュアル等の改訂の際には、そのスケジュール等について、上尾市教育委員会及び各学校のホームページに掲載してまいります。